

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 8月31日
【報告者の氏名又は名称】	京セラ株式会社
【報告者の住所又は所在地】	京都市伏見区竹田鳥羽殿町 6番地
【最寄りの連絡場所】	京都市伏見区竹田鳥羽殿町 6番地
【電話番号】	075 (604) 3500 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員常務 (経理財務本部長) 青木 昭一
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	京セラ株式会社 (京都市伏見区竹田鳥羽殿町 6番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、京セラ株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、日本インター株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法 (昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。) をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令 (昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。) をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 (平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。) をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書において、「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律 (昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。) 第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注10) 本書の提出に係る公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。
- (注11) 本公開買付けに関する全ての手続きは、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注12) 本書中の記載には、米国1933年証券法 (Securities Act of 1933) 第27A条及び米国1934年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知もしくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

1 【公開買付けの内容】

(1) 【対象者名】

日本インター株式会社

(2) 【買付け等に係る株券等の種類】

- ① 普通株式
- ② 優先株式

平成22年6月10日開催の対象者取締役会及び平成22年6月30日開催の対象者第59回定時株主総会決議に基づき発行されたA種優先株式（以下「本優先株式」といいます。）

（注）本優先株式は、株主総会における議決権はありません。

③ 新株予約権

(i) 平成26年6月27日開催の対象者第63回定時株主総会決議及び同日開催の対象者取締役会に基づき発行された第2回新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）

(ii) 平成27年6月26日開催の対象者第64回定時株主総会決議及び同日開催の対象者取締役会に基づき発行された第3回新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。第2回新株予約権と第3回新株予約権を併せて「本新株予約権」といいます。）

(3) 【公開買付期間】

平成27年7月31日（金曜日）から平成27年8月28日（金曜日）まで（21営業日）

2 【買付け等の結果】

(1) 【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（54,197,524株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の総数（61,574,224株）が買付予定数の下限（54,197,524株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

なお、買付予定数の下限（54,197,524株）及び応募株券等の総数（61,574,224株）の計算においては、本優先株式につき対象者の普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）の交付を請求できる取得請求権（以下「優先株式普通株式転換請求権」といいます。）が付されていることを考慮して対象者普通株式に換算

（注）した株式数を使用しております。

（注）優先株式普通株式転換請求権の対価として交付される対象者普通株式の数は、本優先株式の発行要項において、優先株式普通株式転換請求権の行使に係る本優先株式の数に、500円を乗じて得られる額を、取得価額で除することで算出されると規定されております（交付される対象者普通株式の数に1株に満たない端株があるときは、これを切り捨てるものとします。）。

対象者が平成27年3月11日に公表した「当社A種優先株式の取得価額の修正に関するお知らせ」によれば、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間における取得価額は212.5円であり、本書においては、当該取得価額を使用しています。

(2) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成27年8月29日に本公開買付けの結果を報道機関に対して公表いたしました。

(3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	普通株式 40,112,700 (株) 優先株式 21,461,524 (株)	普通株式 40,112,700 (株) 優先株式 21,461,524 (株)
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—
株券等預託証券 ()	—	—
合計	61,574,224	61,574,224
(潜在株券等の数の合計)	—	(21,461,524)

(注) 応募された本優先株式(9,121,148株)について、優先株式普通株式転換請求権が付されていることを考慮して、本優先株式の発行要項に従って対象者普通株式に換算した場合の数を記載しております。

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	615,742
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	214,615
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	—
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
対象者の総株主等の議決権の数(平成27年3月31日現在)(個)(g)	654,833
買付け等後における株券等所有割合 ($(a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100$)(%)	69.33

(注1) 「報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)」及び「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、応募された本優先株式(9,121,148株)の全部について、優先株式普通株式転換請求権が付されていることを考慮し、本優先株式の発行要項に従って対象者普通株式に換算した場合の数(21,461,524株)に係る議決権を計算しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成27年3月31日現在)(個)(g)」は、対象者が平成27年8月13日に提出した第65期第1四半期報告書に記載された平成27年3月31日現在の総株主の議決権の数を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式、本優先株式、本新株予約権も買付け等の対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成27年8月13日に提出した第65期第1四半期報告書に記載された平成27年8月13日現在の対象者普通株式の発行済株式総数(66,025,686株)から同日現在の対象者の保有する対象者普通株式に係る自己株式数(927株)を控除した対象者普通株式数(66,024,759株)に、同日現在の本優先株式の数(9,379,849株)に係る優先株式普通株式転換請求権を考慮して、本優先株式の全てを本優先株式の発行要項に従って対象者普通株式に換算した株式数(22,070,232株)を加算し、かつ、平成27年8月13日現在の本新株予約権(7,178個)の目的となる対象者普通株式数(717,800株)を加算した数(対象者普通株式に換算した株式数で合計88,812,791株)に係る議決権数(888,127個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。

以上